（社会福祉法施行令の一部改正）

**第五条**　社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「第十条第三項」を「第十六条第三項」に改める。

**附　則**

（施行期日）

1　この政令は、平成三十年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の生活困窮者自立支援法施行令第二条第一項及び第二項の規定中生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）第一条の規定による改正後の生活困窮者自立支援法第三条第五項に規定する生活困窮者家計改善支援事業（以下単に「生活困窮者家計改善支援事業」という。）に関する部分は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる生活困窮者家計改善支援事業について適用し、施行日前に行われた改正法第一条の規定による改正前の生活困窮者自立支援法第二条第六項に規定する生活困窮者家計相談支援事業については、なお従前の例による。

総務大臣　野田　聖子
厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　松山　政司
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

# 条約

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とオーストリア共和国との間の条約をここに公布する。

御名御璽

平成三十年九月二十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

**条約第七号**

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とオーストリア共和国との間の条約

日本国及びオーストリア共和国は、

両国間の経済関係の一層の発展を図ること及び租税に関する両国間の協力を強化することを希望し、

所得に対する租税に関し、脱税又は租税回避を通じた非課税又は租税の軽減（第三国の居住者の間接的な利益のためにこの条約において与えられる租税の免除又は軽減を得ることを目的とする条約漁（あさ）りの仕組みを通じたものを含む。）の機会を生じさせることなく、二重課税を除去するための条約を締結することを意図して、

次のとおり協定した。

**第一条**　対象となる者

1　この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。

2　この条約の適用上、いずれか一方の締約国の租税に関する法令の下において全面的に若しくは部分的に課税上存在しないものとして取り扱われる団体若しくは仕組みによって又はこのような団体若しくは仕組みを通じて取得される所得は、一方の締約国における課税上当該一方の締約国の居住者の所得として取り扱われる限りにおいて、当該一方の締約国の居住者の所得とみなす。この2の規定の適用上、「課税上存在しない」とは、一方の締約国の租税に関する法令の下において、団体又は仕組みの所得の全部又は一部について、当該所得の全部又は一部が当該団体又は仕組みによって当該団体又は仕組みの持分を有する者に分配されるか否かを問わず、当該所得の全部又は一部が生ずる時において当該者が当該所得の全部又は一部を直接に取得したものとして、当該団体又は仕組みに対してではなく、当該者に対して租税が課される場合をいう。

3　この条約は、第九条、第十八条、第十九条、第二十三条から第二十五条まで及び第二十八条の規定に基づいて認められる特典に関する場合を除くほか、一方の締約国の居住者に対する当該一方の締約国の課税に影響を及ぼすものではない。

**第二条**　対象となる租税

1　この条約は、一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体が課する所得に対する租税（課税方法のいかんを問わない。）について適用する。

2　総所得又は所得の要素に対する全ての租税（財産の譲渡から生ずる収益に対する租税、企業が支払う賃金又は給料の総額に対する租税及び資産の価値の上昇に対する租税を含む。）は、所得に対する租税とされる。

3　この条約が適用される現行の租税は、次のものとする。

(a)　オーストリアについては、
(i)　所得税
(ii)　法人税
（以下「オーストリアの租税」という。）

(b)　日本国については、
(i)　所得税
(ii)　法人税
(iii)　復興特別所得税
(iv)　地方法人税
(v)　住民税
（以下「日本国の租税」という。）

4　この条約は、現行の租税に加えて又はこれに代わってこの条約の署名の日の後に課される租税であって、現行の租税と同一であるもの又は実質的に類似するものについても、適用する。両締約国の権限のある当局は、各締約国の租税に関する法令について行われた重要な改正を相互に通知する。

**第三条**　一般的定義

1　この条約の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

(a)　「オーストリア」とは、オーストリア共和国をいう。

(b)　「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての領域（領海を含む。）及びその領域の外側に位置する区域であって、日本国が国際法に基づいて主権的権利を有し、かつ、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての区域（海底及びその下を含む。）をいう。

(c)　「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はオーストリアをいう。

(d)　「者」には、個人、法人及び法人以外の団体を含む。

(e)　「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に関し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(f)　「企業」は、あらゆる事業の遂行について用いる。

(g)　「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。

(h)　「国際運輸」とは、一方の締約国の企業が運用する船舶又は航空機による運送（他方の締約国内の地点の間においてのみ運用される船舶又は航空機による運送を除く。）をいう。